

●令和6年度宮崎市フレイル予防健康塾事業業務プロポーザル方式受託者募集にかかるQ&A

2024/1/23作成

	Q	A	追加日
1	【申込区分について】 申込区分①は対象エリア内での事業実施が必須となっているが、木花・青島地区は、木花もしくは青島のいずれかの場所で事業実施という解釈でよろしいか。	お見込のとおりです。 例えば、青島地域自治区で事業を実施する場合は、青島地域自治区及び木花地域自治区を送迎の対象とすることになります。 木花地域自治区で実施する場合も、送迎の対象とするエリアは青島地域自治区及び木花地域自治区となります。	1月5日
2	【参加申込時の添付書類について】 参加申込の手続きに記載してある提出書類③「国税に滞納が無いことの証明」はどこで入手できるか。	現在の住所(納税地)を所管する税務署にて、「納税証明書(その3の3)」を交付請求して下さい。 請求方法や手数料に関することなど詳しくは、国税庁のホームページでご確認ください。	1月16日
3	【参加申込時の添付書類について】 市外に法人本部がある場合、県税の納税証明書を取る必要があるか。	法人本部の所在地が宮崎市内か市外かに関わらず、宮崎市税の「滞納無証明書」をご提出ください。県税の納税証明書は提出不要です。	1月16日
4	【参加申込時の添付書類について】 滞納が無いことの証明は、法人の分のみでよいか。法人代表者の分も必要か。	法人として納めるべき市税及び国税について滞納の有無を確認します。 代表者個人に関する滞納が無いことの証明は提出不要です。	1月16日
5	【評価について】 評価に用いる調査票の様式は市が作成するのか。	評価に用いる調査票の様式は、市が作成します。 作成した様式は、事業開始までに市から受託事業者へ提示します。	1月16日
6	【送迎について】 送迎範囲は、対象とする地域自治区の「一部」しか送迎ができない場合でも、1地域自治区と数えてよいか。	企画提案仕様書に記載の応募に必要な送迎範囲地区数を満たした上で、それ以外の地区については一部を送迎可能であると提案の中で示すことはできますが、選定における加点対象とはなりません。	1月16日
7	【プログラムの実施について】 運動、栄養、口腔、社会参加について、講義を10回以上実施する必要があるが、4つ合わせて10回か、もしくは、4つそれぞれに10回実施する必要があるか。	運動、栄養、口腔、社会参加の4つを組み合わせると10回の講義を実施していただくことを想定しています。	1月16日
8	【専門職の関与について】 保健師、看護師は「監修」についても関与することができるか。	可能です。	1月16日
9	【人員体制の配置基準について】 参加者の数に応じた職員の配置基準はあるか。	安全に問題がなければ、各事業所の考える配置でご提案ください。	1月16日
10	【プログラムの実施について】 認知機能の維持・改善に資する内容(講義及び実践)を含むことであるが、運動・栄養・口腔・社会参加の項目に含めて実施するのか、もしくは、単独で実施するのか。	認知機能に関する内容を独立して行うか、他の講義に溶け込ませるか、各事業所の判断でご提案いただけます。	1月16日

11	<p>【評価について】 14回目の際に2回目の評価を行うとあるが、14回目・15回目を欠席することが分かっている参加者については、13回目での実施でよい。また、急な欠席により実施できなかった時は、どのように対応すればよいか。</p>	<p>参加者に対して、事前・事後での評価及びそのフィードバックを行い、終了後も継続して取り組むべき内容を確認する観点から、15回目(最終回)の1回前に事後の評価を行うこととしております。 しかし、やむを得ず、14回目に評価が実施できない場合は、15回目での評価実施を検討してください。その上で、15回目にも評価が実施できない場合は、別日に別途評価を行う必要はありません。 なお、あらかじめ14回目及び15回目に欠席することが分かっている参加者に対しては、13回目に評価を実施しても構いません。</p>	1月16日
12	<p>【対象者の選定について】 「宮崎市フレイル予防健康塾事業」参加申込書(裏面)の質問項目において、フレイル・プレフレイルに該当しないが参加を希望される方は、受け入れてもいいか。</p>	<p>原則は、本事業が対象者と想定する者が参加することとし、申込書に添付してある質問票のいずれかの項目に該当する人を対象とします。質問票に該当項目がない場合についても、生活習慣病等があり、悪化によるフレイル状態への移行が予測できる場合や、質問票の記載内容と実際の生活状況にズレがあり、リスクが高いと判断できる場合は、参加申込書に特記事項を記載した上で参加者として受け入れても構いません(申込期限を過ぎて参加者の枠に空きがある場合に限る)。ただし、質問票に該当項目がない場合で、聞き取りからも全く心身の低下がなく、自力で通いの場等に行くことができる方については、健康運動教室等をご案内ください。</p>	1月16日
13	<p>【プレゼンテーションについて】 1法人から複数の実施場所で提案する場合、プレゼンテーションも提案ごとに実施するということが。</p>	<p>お見込のとおりです。 この事業は、事業終了後に参加者を、参加者が居住する地域の通いの場等へつないでいくことを見据えて実施していきます。 つきましては、どの地域でも実施可能な画一的な内容ではなく、地域の特性を理解した上で、その特性に応じた事業の提供を行っていく必要があるため、各提案ごとにプレゼンテーション審査を行います。</p>	1月23日
14	<p>公共施設を会場とする場合、会場の都合で予約ができない日程が発生することが考えられます。その場合、複数の場所を会場とすることは可能か。</p>	<p>可能です。 ただし、自己通所の参加者もいるため、参加者が混乱しないように配慮する必要があります。そのため、複数の会場で実施する場合は、次の条件のもとに提案してください。 ①1クール内において複数の会場で実施する場合、会場となる場所の数は、2か所を上限とする。 ②各会場の場所が極端に離れていないこと。 ③日程と会場、および会場周辺の地図を掲載した案内を作成するなど、会場が変わることで参加ができないという状況を招かない為の対応をすること。 ※ただし、クール毎に実施場所が変更になる(例:1クール目と2クール目で実施場所が変更する)場合については、上記②の条件は考慮しなくても良い。</p>	1月23日
15	<p>【企画提案書【2】事業実績について】 記載する内容は、実績となる事業の名称・概要のみでよい。</p>	<p>事業実績は、本事業の受託候補者を選定する際の評価対象になります。したがって、これまでの実績については、事業の名称や概要だけでなく、貴事業所が取り組んだ特色ある内容や成果をできるだけ盛り込んでください。</p>	1月23日
16	<p>【実施する内容について】 目標とする到達ラインに「社会参加:自宅近くの通いの場について知り、利用できる」とあるが、本事業の実施日に、職員が参加者に同行する形で、地域の通いの場を見学する内容を組み込みことは可能か。</p>	<p>外部への見学に事業所の職員が同行することで、本来の実施内容が十分に実施できなくなったり、見守りの体制が手薄になるなど、事業本体に支障が生じなければ可能です。 しかし、本事業の実施日時と同日時に、見学希望の通いの場が開催されていると限らず、また、個々の参加者が歩いて通える範囲の通いの場を検討していくことを勧奨すると、個性が高くなるのが考えられます。あくまでも、本来実施すべき内容を実施した上で、事業終了後に参加者が一人でも地域の通いの場へ参加できるようにサポートする方向でのご提案をお願いします。(例:早い段階から通える場について考え、どこに行くか決めてもらい、クール中にまずは自分で見学に行くことを勧める一歩行けない場合は対策をアドバイスする 等) なお、事業実施日以外に事業所の職員が通いの場へ見学に行くことは構いませんが、その際の人件費を委託料に含むことはできません。</p>	1月23日